

会議・宴会利用規約

株式会社宮崎観光ホテルでは、会議・宴会場のご利用に関して以下の通り規約を設けておりますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

第1条 会議・宴会等の申込み

当ホテルに会議・宴会等のお申込みを頂く場合は、直接ご来館いただくか、お電話等にて次の事項をお申し出いただきます。

ご利用日・宴席名・主催者名・申込者名・ご連絡先・人数・ご利用内容及び当ホテルが必要と認める事項について確認させていただきます。

ただし、ご利用内容によってはお申込みをお断りする場合がございますのでご了承ください。

第2条 契約の成立

会議・宴会等の契約は、当ホテルが前項の申込みを承諾したときに成立するものとします。契約が成立した場合、予約金を申し受ける場合がございますので、ご了承ください。

第3条 宴会時間と追加室料

会議・宴会等のご利用開始から終了までのご契約時間（以下、『宴会時間』と称します）は所定の室料をお支払いいただいておりますが、この会議・宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。ただし、契約時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

第4条 有料人員の確認

お料理などを用意する人数（以下、『有料人数』と称します）を開催日の7日前の正午までに係員にご連絡ください。なお、開催日3日前の正午以降の減員につきましてはすべて手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数よりも減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

第5条 装飾・余興等の手配

会議・宴会等に関する装飾、音楽、余興及びパーティーレセプタント等につきましては、ホテルより指定委託業者に手配させていただきます。

お客様がホテルの指定する委託業者以外に直接手配をされる場合は、会議・宴会等を円滑に運営するために、事前にホテルの了承を得た上でご手配いただきますようお願いいたします。

（ホテルの事前の同意を得ないで、直接業者を手配なされることはくれぐれもご遠慮ください）

なお、お客様の直接手配による物品の持込みや業者の入館または立ち会いには、別途料金をご請求させていただきます。

また、ホテルの了解のもとお客様が直接手配された業者が行う会議・宴会等に関する装飾、余興等の機器及び材料の搬入・搬出、看板等のサイズ・取り付け方法等の決定あるいは設置場所、設置時間の設定等につきましては、ホテルの施設を保全し、他のお客様のご利用との調整を図るため、ホテルがその業者の

方々にご指示申し上げます。

前項の規約に反したものにつきましては、ホテル側より撤去をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

第6条 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者）あるいはお客様が直接依頼された業者の方々が、万が一当ホテルの施設・什器備品等を破損した場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された取扱業者、関係の方々に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

第7条 禁止事項

- (1) 犬（盲導犬類を除く）、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜等の持ち込み
- (2) 発火または引火性の物品・危険物の持ち込み（花火、クラッカー等）
- (3) 悪臭を発生する物品の持ち込み
- (4) 法令、公序良俗に反する行為、賭博等風紀を乱す行為、または他のお客様にご迷惑になるような言動
- (5) 宴会場、ロビー等の施設や会場内の備付品等の移動・破損・汚損
- (6) ご予約時にホテルとの間で取り決めた使用目的以外でのご利用
- (7) 飲食物の持ち込み、指定場所以外でのご飲食
- (8) その他法令で禁じられている行為

第8条 反社会的勢力等の施設利用に関する禁止事項

1. 次に掲げる組織、個人につきましては、当ホテル内諸施設のご利用をお断りします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者
 - (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
 - (3) 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者
 - (4) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧の不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
 - (5) 心神耗弱、薬物等による自己喪失などご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者

第9条 解約

1. 以下の場合は宴会等のお申し込みをお断りするか、既にご契約頂いた場合でも解約させていただきます。
 - (1) 前項 第7条、第8条に抵触するとホテルが判断した場合
 - (2) 当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当な要求及びこれに類する行為が認められた場合、また、かつて同様の行為をされた場合
 - (3) お客様及び宴会等への出席者が、他のお客様の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症者と明らかに認められる場合（伝染病保菌者等）なお、上記の場合の解約につきましては、解約にともなう損害賠償など金銭のお支払いはいたしかねますので、ご了承ください。ただし、申込金はお返しいたします。

第10条 取消料

お客様のご都合により既にご予約をいただいている会議・宴会等をお取消しになる場合には、下記のとおり取消料を頂戴いたします。

会議・宴会等ご利用日の

59日～30日前まで	宴会等見積り額の 40% (消費税を除く) と実費諸費用 (注)
29日～14日前まで	宴会等見積り額の 60% (消費税を除く) と実費諸費用 (注)
13日～2日前まで	宴会等見積り額の 80% (消費税を除く)
前日から当日	宴会等見積り額の 100% (消費税を除く)

(注) 実費諸費用とは、当該宴会等の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用を指します。

※料理料金が未定の場合は5,000円を基準とし、人数が未定の場合はお申込み時の予定人数で計算させていただきます。

第11条 免責事項

1. 当ホテル利用に際し、主催者お持込みの備品、商品、その他の物品の破損、または盗難に対しては、主催者の責任のもと管理することとし、当ホテルは一切責任を負いかねますのであらかじめご承知おきください。
2. 以下の定める理由に該当することがあった場合につきましては、お客様、当ホテル双方とも免責とさせていただきます。
 - (1) 天変地異、自然災害、火災、戦争、テロ等、伝染病の発生、その他お客様及び当ホテルのいずれの責に帰することのできない事由により会議・宴会の履行が不可能若しくは困難になった場合
 - (2) 法令又は法令に基づく公民力の行使、若しくは関係省庁の指導等による本会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生、その他不可抗力によりホテルが予約上の義務を履行できない、または履行期限を遵守できない場合

第12条 不可抗力

ホテルは不可抗力事由が生じた場合、速やかにお客様へ通知を行うことにより、予約を解除できるものとします。

第13条 その他

料理のお持ち帰りについては食中毒防止等食品衛生管理の面からお断りさせていただいております。

2020年7月14日現在
株式会社宮崎観光ホテル